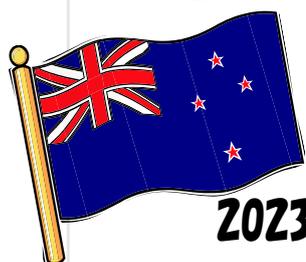


ニュージーランド幼児教育の専門家 佐藤純子先生が同行



# ニュージーランド 幼児教育視察研修

2023年2月18日（土）～2月23日（木）6日間

研修地は  
オークランド♪



企画・実施：(株)ATI

※写真はイメージです。

## ニュージーランド幼児教育視察研修の案内

ニュージーランドには“テ・ファリキ”と呼ばれる保育指針があります。幼稚園、保育園等の施設では、テ・ファリキを指針とした自由保育が実施されています。  
今回の研修では、“テ・ファリキ”についてのレクチャーを受け、幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、小学校、特別支援学校を訪問し、様々な保育・教育の現場を見ていただくことができます。  
また、ニュージーランドにて保育士として働かれている谷島直樹先生のレクチャーもあり、より日本とニュージーランドの幼児教育の違いを学んでいくことができます。  
世界的に注目されているニュージーランドの幼児教育について、レクチャーや現場視察から学ぶことのできる大変貴重な機会です。  
この研修にはニュージーランド幼児教育の研究者である、流通経済大学社会学部社会学科（保育コース）教授、佐藤純子先生が同行してくださいます。

### 🌱 研修旅行のポイント 🌱

★観光旅行では見られないニュージーランドの幼児教育の現場をじっくり視察できます。

#### 佐藤純子先生 プロフィール

流通経済大学社会学部社会学科（保育コース）教授

NPO法人 日本プレイセンター協会 理事長

2004年から、調査・研究のため約1年半の間娘さんとともにニュージーランドへ渡り、保育園・プレイセンターでの子育てを体験されました。

日本帰国後はプレイセンターの普及活動、日本の幼児教育の改革に従事されています。

◆参考文献◆ 日本とニュージーランドのプレイセンター調査についてまとめてあります。  
佐藤純子（2012）『親こそがソーシャルキャピタル—プレイセンターにおける協働が紡ぎだすもの』  
大学教育出版  
その他、プレイセンターについての本や論文を多数執筆

#### 「テ・ファリキ (Te Whariki)」

1996年にニュージーランドで定められた就学前教育指針です。テ・ファリキとはニュージーランドの先住民族マオリ族の言葉で「縦横に編む」という意味で、4原則と5つの要素を絡み合わせ、子どもを主体的に育てていこうという考え方です。これを元に各教育機関が独自の教育を実践しています。



##### ◎4つの原則

- ・エンパワメント 子ども自身が力を付ける
- ・ホリスティックディベロップメント 全人的成長
- ・ファミリーアンドコミュニティ 家族と地域の中で育つ
- ・リレーションシップ さまざまな関係をつなげる学習

##### ◎5つの要素

- ・子どもの健康と幸福
- ・子どもの学び
- ・体験による探究
- ・子どもの個性と性格
- ・対話力・発言力

#### プレイセンター・保育園・幼稚園

ニュージーランドの保育指針テ・ファリキを基本にした自由保育がカリキュラムとされています。ニュージーランドで始まったプレイセンターは、親が運営管理とともに遊びを通して子どもを育む教育者としての立場も担っている施設です。



#### 小学校訪問

ニュージーランドでは、小学校から義務教育となり、5歳の誕生日からの入学となります。授業の見学を通し、ニュージーランドの学校生活に触れてください。



## 予定日程表

| 日次 | 月日<br>(曜日)            | 都市名                  | 発着         | 交通機関          | 現地時間   | 日程   | (食事)[宿泊地] |
|----|-----------------------|----------------------|------------|---------------|--|--|-----------|
| 1  | 2023年<br>2月18日<br>(土) | 東京(成田)               | 発          | NZ-090        | 16:00<br>18:30                                     | 成田空港にご集合<br>ニュージーランド航空 090 便にてオークランドへ<br>【所要: 10 時間 35 分/時差: +4 時間】<br>(—機) [機中泊]  |           |
| 2  | 2月19日<br>(日)          | オークランド               | 着          | 専用車           | 09:05<br>11:00<br>12:30<br>15:00                   | オークランド空港到着、入国審査、通関<br>ムリワイビーチのカツオドリ群生地の見学<br>ウェストコーストのワイナリーエリアにて昼食<br>ホテルチェックイン<br>(機L×) [オークランド]  |           |
| 3  | 2月20日<br>(月)          |                      |            | 徒歩            | 09:00<br>10:00<br>13:30                            | ホテルを出発<br>ICL Graduate Business School にて<br>ニュージーランドの幼児教育・保育指針デファリキのレクチャー<br>ランチ休憩(各自)<br>オークランド大学に隣接する<br>Hineteiwaiwa コハンガレオの視察<br>夕食は各自にて<br>(B××) [オークランド]  |           |
| 4  | 2月21日<br>(火)          |                      |            | 専用車           | 08:30<br>09:00<br>09:30<br>11:30<br>13:30<br>18:00 | ホテルを出発<br>幼稚園の視察は、2グループにて<br>【グループ①】Milford 幼稚園の視察<br>(日本人の先生による案内)<br>【グループ②】Albany 幼稚園の視察<br>マウントヴィクトリアまたはダヴェンポートエリアにてランチ(各自)<br>Belmont 小学校の視察<br>ニュージーランドにて保育士をされている<br>谷島直樹先生の講演<br>夕食は各自にて<br>(B××) [オークランド] |           |
| 5  | 2月22日<br>(水)          |                      |            | 専用車           | 09:00<br>09:45<br>11:30<br>午後<br>夜                 | ホテルを出発<br>Coatesville プレイセンターの視察<br>Wairau 特別支援学校の視察<br>ランチ休憩(各自)<br>自由行動<br>振り返りの夕食会<br>(B×D) [オークランド]  |           |
| 6  | 2月23日<br>(木)          | オークランド<br><br>東京(成田) | 発<br><br>着 | 専用車<br>NZ-099 | 朝<br>09:50<br><br>16:50                            | 専用バスにて空港へ<br>ニュージーランド航空 99 便にて帰国の途へ<br>【所要: 10 時間 55 分/時差: -4 時間】<br>着後、入国審査・通関、解散<br>(×機—)  |           |

※交通機関並びに時刻は変更になることがあります。

※視察先や研修先が受入先の状況により他の施設へ変更となることがあり、また日程が入れ替わることがあります。

※各視察場所には現地日本語コーディネーターガイドまたは日本人の先生が同行いたします。

〈食事〉B=朝食 L=昼食 D=夕食 機=機内食 ×=なし

〈時間帯〉朝=06:00~08:00 午前=08:00~12:00 午後=12:00~16:00 夕刻=16:00~18:00 夜=18:00~23:00

〈利用予定航空会社〉ニュージーランド航空

〈宿泊予定ホテル〉Ascotia Off Queen

# 旅行条件

< 2022年10月17日設定 >

1. 旅行期間: 2023年2月18日(土) ~ 2月23日(木) 6日間
2. 日程: 日程表をご参照下さい。
3. 募集人数: 20名(最少催行人数 15名)  
※現地視察先より新型コロナワクチン3回以上接種済みが参加条件として求められております。
4. 旅行代金: **398,000円**

\*「上記旅行代金に含まれないもの」の項目①に掲載しております海外空港諸税は為替レートにより変動します。

## ※上記旅行代金に含まれるもの

- ①エコノミークラス利用往復航空運賃  
※燃油特別付加運賃は含まれております。
- ②旅行日程に明示した視察及び研修にかかる費用
- ③日程に明示した食費
- ④手荷物運搬料金(スーツケース)  
(重量: 23kgまで  
縦・横・高さの合計: 158cm以内のもの1個)
- ⑤添乗員同行費用

## ※上記旅行代金に含まれないもの

- ①成田空港施設使用料・海外空港諸税・国際観光旅客税  
(2022年10月現在: 約12,000円)
- ②海外旅行保険料(任意加入)
- ③日程に明示した以外の食費  
(2/20,21,22 昼食・2/19,20,21 夕食)
- ④個人的な費用(電話代、通信費、郵便・切手代、ランドリー代、心付け・チップ、土産代など)
- ⑤超過手荷物料金: 1人あたり23kgを超過する場合
- ⑥一人部屋利用追加料金: 44,000円
- ⑦ニュージーランドETA申請料: アプリからの申請 NZ\$52(各自申請)

5. 参加申し込み方法: 別紙の申込書に必要事項をご記入の上、**2022年11月25日(金)**までにメール、ファックスまたは郵便にて、下記(株)ATI担当者までお送り下さい。
6. 募集型企画旅行契約: この旅行は、株式会社ATI(以下「当社」という)が企画・実施するものであり、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする当社旅行業約款募集型企画旅行契約の条件書および、ご出発前にお渡しする最終の旅行日程表と称する確定書面によります。
7. 旅行代金のお支払い: 申込みと同時に参加申込金として、50,000円を下記口座にお振込みください。参加申込金のお振り込みあるいはお支払いの確認後、当社の承諾により旅行契約が締結されます。この申込金は旅行代金の一部となり、残金は2023年1月16日(月)までにお振り込みいただきます。残金につきましては、改めてご案内いたします。

三井住友銀行 ひなぎく支店(当座) 2854062  
口座名 『カ』エイティーアイ』

8. 取消料: 参加お申し込みの後、お取り消しされた場合は下記取消料がかかりますのでご注意ください。
  - ・旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって30日目に当たる日以降の取り消し…………… 旅行代金の 20%
  - ・旅行開始日の前々日以降の取り消し…………… 旅行代金の 50%
  - ・旅行開始後取り消し、または当日無連絡の不参加…………… 旅行代金の 100%
9. 免責: 当社は、参加者が次に例示するような事由により被られた損害または旅行日程の変更もしくは旅行の中止については責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、日本または外国官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更

※担当者の説明に不明な点があれば、総合旅行業務取扱管理者(当社の取引の責任者)にご質問ください。

|   |   |
|---|---|
| <b>株式会社ATI</b>  |   |
|    | 観光庁長官登録第141号・一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員・国際航空運送協会(IATA)公認<br>新しい消費者保護制度 JATA ボンド保証協会に加入                                    |
|    | 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-4-1 神田岩本町プラザビル 4階<br>電話: 03-5829-6396 FAX: 03-5829-6397  |
|  | E-mail: uesugi@ati-jp.com ホームページ: http://www.ati-jp.com<br>総合旅行業務取扱管理者: 桶川 友里恵 担当者: 堀・上杉<br>(営業時間: 9:00~18:00 土日祝を除く) |

# 2023年 ニュージーランド幼児教育視察研修 6日間 参加申込書

申込日: \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

|               |   |   |  |
|---------------|---|---|--|
| フリガナ          |   | 生<br>年<br>月<br>日  |  |
| 氏名            |   |   | 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日   |
| ローマ字名         | Family Name _____ First Name _____<br>※パスポートと同じ表記でご記入ください   | TEL   | ( )<br>-   |
| フリガナ          |   | 携<br>帯  | ( )<br>-   |
| 現住所           | 〒 -   | Email   |  |
| フリガナ          |   | ◆新型コロナワクチンの接種状況について<br><input type="checkbox"/> 未接種<br><input type="checkbox"/> 1回接種日又は接種予定日 ( 年 月 日)<br><input type="checkbox"/> 2回接種日又は接種予定日 ( 年 月 日)<br><input type="checkbox"/> 3回接種日又は接種予定日 ( 年 月 日) |  |
| 住民票の住所        | (現住所と違う場合のみ記入してください)<br>〒 -   |   |  |
| フリガナ          |   | 続<br>柄  |  |
| 緊急連絡者名        |   |   |  |
| フリガナ          |   | TEL   | ( )<br>-   |
| 緊急連絡先         | 〒 -   |   |  |
| 旅券<br>(パスポート) | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 旅券番号 _____ 発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日<br>( アルファベット2ケタ + 数字7ケタ )<br>※パスポートの有効期限が2023年5月23日以降まで有効な旅券(パスポート)が必要です |   |  |
| 国籍            | <input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他( )   |   |  |
| 健康状態          | 旅行中に注意の必要な既往症、持病はありますか？<br><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 既往症及び持病名: _____<br>特に、運動・食事(アレルギー)などの制限や持薬・加療の状況を記す必要がある場合、ご記入ください。                  |   |  |
| 同室希望者氏名       |   | 1人部屋のご希望  | <input type="checkbox"/> 希望する<br><input type="checkbox"/> 希望しない<br>(別途追加料金が必要です) |
| 日本国内線の手配      | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない  |   |  |

申込書送付及び、お問合せ先

(株)ATI 担当:堀・上杉

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル4階

電話:03-5829-6396 FAX:03-5829-6397

※ファックスまたは、郵送にてお送りください。

| <p><b>旅行業約款【受注型企画旅行契約の部】</b></p>              |  |
|---|--|
| <p>一般社団法人 日本旅行業協会保証会員</p> <p>社 名 株式会社 ATI</p> |  |
| <p>第一章 総則</p>                                 |  |
| <p>(適用範囲)</p>                                 |  |

第一条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第三条 社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第四条 社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>第二章 契約の締結</p> |  |
|------------------|--|

（契約の申込み）

第五条 社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することができます。

（契約の申込み）

第六条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みませす。）又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）

第七条 社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第八条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

第九条 社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 社は、第五条第一項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第一項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金）

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行

者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>第三章 契約の変更</p> |  |
|------------------|--|

（契約内容の変更）

第十三条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

第十四条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2 社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して さかのぼって 15 日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3 社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5 社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）

第十五条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>第四章 契約の解除</p> |  |
|------------------|--|

（旅行者の解除権）

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(2) 第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(4) 当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権等―旅行開始前の解除）

第十七条 社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(2) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(3) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(4) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

(5) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(6) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(7) 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

（当社の解除権等―旅行開始後の解除）

第十八条 社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(3) 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

2 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）

第十九条 社は、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された

場合又は前三条の規定により受注型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3 前二項の規定は第二十八条又は第三十一条第一項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

（契約解除後の帰路手配）

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

## 第五章 団体・グループ契約

（団体・グループ契約）
第二十一条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第二十二条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十六条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第二十三条 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第六条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

## 第六章 旅程管理

（旅程管理）

第二十四条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。：旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

2 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。（当社の指示）

第二十五条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

（添乗員等の業務）

第二十六条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第二十四条各号に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

（保護措置）

第二十七条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 第七章 責任

（当社の責任）
第二十八条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

（特別補償）

第二十九条 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2 前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

4 当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する受注型企画旅行については、受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第三十条 当社は、別表第二左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十八条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

（1）次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ハ 暴動

ニ 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第十三条第一項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第十六条から第十八条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行

者1名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第二十八条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（旅行者の責任）

第三十一条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 第八章 弁済業務保証金

（弁済業務保証金）
第三十二条 当社は、一般社団法人 日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号）の保証社員になっております。

2 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人 日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、一般社団法人 日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（苦情の申出）

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決が出来なかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申出をすることが出来ます。

## 記

名 称 一般社団法人 日本旅行業協会

所在地 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号

電 話 03-3592-1271（代表）

（注）第32条第2項の弁済業務保証金の限度額は、令和3年6月1日現在です。

## 令和3年6月1日改正

Copyright©ATI INC. All rights reserved.